

吉川市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

平成21年3月31日

告示第70号

(目的)

第1条 この要綱は、地震による既存木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な住宅の整備を促進するため、耐震診断を実施する既存木造住宅の所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和53年吉川町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会が定める耐震診断基準に基づく一般診断法（現場調査により診断を行う場合に限る。）又は精密診断法により建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(2) 住宅 市内に所在する一戸建ての自己用木造住宅（農家住宅、二世帯住宅及び併用住宅を含む。）で次のいずれにも該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき建築されたもの

イ 地上2階建て以下の住宅で在来軸組構法又は枠組壁工法により建築されたもの

ウ 事前に図面による簡易耐震診断を受け、その総合評価が1.0未満であるもの

エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していないもの

(補助事業)

第3条 補助金の補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次の各号のいずれかに該当する建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（以下「建築士」という。）が住宅に対して実施する耐震診断とし、経費は当該耐震診断の経費とする。

(1) 建築士法第23条第1項の規定による登録を受けている市内の建築士事務所に所属

する建築士

(2) 財団法人日本建築防災協会等が開催する木造住宅の耐震診断講習会若しくは都道府県の開催する木造住宅耐震診断講習会を受講し、受講終了証を受けた建築士で市長が耐震診断を行うことが適当と認めるもの

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、住宅一棟当たりの耐震診断に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額と50,000円を比較して少ない方の額とする。この場合において、100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第5条 補助を受けることができる者は、住宅の所有者（個人に限る。）で補助金の交付申請時に市税を完納しているものとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、吉川市木造住宅耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 規則第4条第1項に規定する市長の定める日は補助事業開始の日の前日とする。

3 規則第4条第3項の規定により、吉川市木造住宅耐震診断補助金交付申請書に記載のない事項は、省略するものとする。

4 住宅の所有者が複数いる場合は、所有者のうちの1人が申請するものとする。

(交付決定)

第7条 規則第7条の交付決定通知書は、吉川市木造住宅耐震診断補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）とする。

(補助金の請求)

第8条 規則第7条及び前条の規定により補助金を交付することを決定したことが記載されている吉川市木造住宅耐震診断補助金交付決定・却下通知書の交付を受けたものは、吉川市木造住宅耐震診断補助金請求書（様式第3号）に必要な事項を記載の上、市長に提出するものとする。

2 前項の吉川市木造住宅耐震診断補助金請求書には、吉川市木造住宅耐震診断補助金交付決定・却下通知書の写しを添付しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により吉川市木造住宅耐震診断補助金請求書を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条前段の報告書は、吉川市木造住宅耐震診断実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)とする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内とする。

(額の確定通知)

第10条 規則第14条の規定による額の確定通知は、吉川市木造住宅耐震診断補助金交付額確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、規則第16条の規定により、補助金の交付の決定を取り消すときは、吉川市木造住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により当該実施団体に対して通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 規則第17条第1項又は第2項の規定による補助金の返還命令は、吉川市木造住宅耐震診断補助金返還命令書(様式第7号)によるものとする。

(書類の整備等)

第13条 補助金を受けた者は、補助事業に係る収支の状況を帳簿その他の証拠書類により整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月19日告示第89号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

吉川市木造住宅耐震診断補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)

吉川市長

住所

申請者 氏名

印

電話

次のとおり補助金の交付を申請します。

建築物概要	所在地	吉川市		
	規模	・平屋建て	・2階建て	
		建築面積	m ²	
	延床面積	m ²		
	用途	・住宅 ・併用住宅(1 店舗 2 事務所 3 その他)		
建築確認 年月日	年 月 日			
添付書類	1 所有証明書類 2 建築年証明書類 3 案内図 4 耐震診断見積書			
診断資格者 (又は予定者)	氏名		建築士資格	一級・二級・木造
	耐震診断講習会受講修了年月		年 月	1 日本建築防災協会 2 都道府県
備考				

※該当する個所に○を付けてください。

様

吉川市長

印

吉川市木造住宅耐震診断補助金交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定・却下しましたので通知します。

記

1 交付決定 決定 ・ 却下

2 交付の条件等

補助金の交付額は、住宅一棟につき耐震診断に要した費用の3分の2とし、5万円を限度とします。ただし、算定した交付額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額とします。

3 却下の理由

教示

この決定に不服があるときは、次のいずれかの方法をとることができます。

- 1 この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に吉川市長に対して異議申立てをすること。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、さいたま地方裁判所に対し、吉川市（代表者 吉川市長）を被告として処分取消しの訴えを提訴すること。

吉川市木造住宅耐震診断補助金交付請求書

年 月 日

(あて先)

吉川市長

住所

申請者 氏名

印

電話

年 月 日付け 第 号で交付確定の通知を受けた吉川市木造住宅耐震診断補助金について、次のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫	支店
	農協	支店
預金種別	1 普通預金	2 当座預金
口座の番号等		
口座名義人	(ふりがな)	

様式第4号（第9条関係）

吉川市木造住宅耐震診断実績報告書

年 月 日

（あて先）

吉川市長

住所

申請者 氏名

印

電話

年 月 日付け、第 号で補助金交付決定を受けた耐震診断が完了しましたので、次のとおり実績を報告します。

1 耐震診断完了日 年 月 日

2 添付書類

(1) 診断資格者が作成した耐震診断報告書の写し

(2) 耐震診断費用を支払った領収書の写し

様式第5号（第10条関係）

文書番号

年 月 日

様

吉川市長

印

吉川市木造住宅耐震診断補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった吉川市木造住宅耐震診断補助金交付について、次のとおり確定しましたので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様

吉川市長

印

吉川市木造住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、第 号で交付決定した、吉川市木造住宅耐震診断補助金の交付決定の取消しをしましたので通知します。

1 補助金交付取消額 金 円

2 取消しの理由

教示

この決定に不服があるときは、次のいずれかの方法をとることができます。

- 1 この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に吉川市長に対して異議申立てをすること。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、さいたま地方裁判所に対し、吉川市（代表者 吉川市長）を被告として処分取消しの訴えを提訴すること。

様

吉川市長

印

吉川市木造住宅耐震診断補助金返還命令書

年 月 日付け、第 号で決定を取り消した、吉川市木造住宅耐震診断補助金の返還を命じます。

1 返還金額 金 円

2 返還期限及び返還方法

年 月 日まで

3 返還理由

教示

この決定に不服があるときは、次のいずれかの方法をとることができます。

- 1 この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に吉川市長に対して異議申立てをすること。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、さいたま地方裁判所に対し、吉川市（代表者 吉川市長）を被告として処分取消しの訴えを提訴すること。